



軍事教練(中29『卒業アルバム』より転載)

### 徴兵令と学校教練

学校教練(教練)とは旧制中学校以上の学校・青年訓練所の学生・生徒に正課として課された軍事教育のことで、その始まりは、1882(明治15)年頃から中学校や師範学校に導入された歩兵操練や兵式体操とされています。その後、1925(大正14)年4月に中学校以上の各学校、大学に現役将校が配属されて、教練は毎週2時間の必修科目となり、学校教育に「軍国主義」が深く入り込む手段となりました。教練は1945(昭和20)年8月のアジア太平洋戦争の終戦まで続けました。

### 徴兵令

近代的な軍隊の創設をめざす明治政府は1873(明治6)年、徴兵令を公布しました(制定の中心人物は山縣有朋)。徴兵令では、満20歳の男子から抽選で「常備軍」の兵役に3年間服させることとしたほか、「常備軍」服役の後、4年間は「後備軍」として戦時召集の対象とし、計7年間の兵役服務義務が定められました。また、満17歳から40歳までの男子を「国民軍」の兵籍に登録することも定めています。徴兵令は国民皆兵が原則ですが、官庁勤務者、官公立学校生徒、医師等の修行中の者、一家の主人のほか、270円(1879年に400円へ引き上げられた)の代人料<sup>(注)</sup>を納めた者、養家に住む養子などを「常備軍」兵役の免除者としました。このため徴兵逃れに養子になる等の徴兵忌避者が続出し、徴兵免除の手引書(「改正徴兵免否要録」・「徴兵免役心得ちようへいのがれるのこころえ」等)まで出版されていました。この結果、20歳以上の男子の3%から4%位しか徴兵できず(もともと政府の財政難により、成人男子全員を徴兵することは到底無理だった)、実際に兵役に就いたのは殆どが農村の二男以下の人たちでした。

しかし、不況下においては兵役も生活の糧を得る手段として考えられました。農民にとつては(上官や古参兵に暴力を振るわれても)農作業よりは楽であり、毎日白米6合が食べられ、毎晩風呂にも入られて、寝るのは布団(当時の農民はまだ藁で寝るのが一般的だった)、休日もあり、給料も安定して支払われることから、明治時代には「軍隊に行く」と言います。実際という評判さえ生じたと言います。実際に世界恐慌時には、兵役が延長になる下士官への志願者が殺到しています。

1889(明治22)年、徴兵令の大改正が行われ、一般兵役義務が必任義務として課せられ、初めて国民皆兵制が確立されました。兵役は常備兵役、後備兵役、国民兵役の3種とし、常備兵役は満20歳から現役3年(海軍4年)、予備役4年(海軍3年)の計7年、後備兵役は常備兵役終了後に5年、その後には満40歳までの国民兵役が課せられることになりました。ただし、中等学校以上の卒業後に志願した者には現役期間を1年としたり、師範学校を出て教員になった者には現役6週間(1918年からは現役1年に改められた)とするなどの特例が認められ、上級学校に進学することのできる経済的余裕をもった家庭の子弟が、兵役義務を実質的に免れる(徴兵忌避のための合法的手段として、特例制度は利用されました)。

しかし、1927(昭和2)年4月に徴兵令に代わり兵役法が公布されると、日本の男子には満20歳になると徴兵検査を受ける義務が課せられました。検査の結果に応じて、「甲種」から順に「第一乙種」「第二乙種」「丙種」にランク分けされ、身体や精神の状態が兵役に適さない者は「丁種」とされました。徴兵検査で甲種合格となるのは、国から「優秀な帝国臣民」と認定される、「男子の名誉」である反面、現役徴集の可能性が極めて高いことを意味していました。当時、「甲種合格、くじ逃れ」という言葉が流行りましたが、この言葉には、名譽は欲しいが軍隊には行きたくないという若い男たちの「本音」が滲んでいます。

またこの兵役法においては、師範学校及び中等学校以上における学校教練は卒業要件ではなく、義務教育修了者に対する青年訓練も「青年の心身鍛練」を目的としたもので、兵役義務とは無関係という建て前に立っていました。しかし、これらの修了者に兵役上の特典を付与する(検定規程に基づいて、合格者には幹部候補生・短期現役兵などの資格が与えられた)ことによって、事実上の学校教練・青年訓練の義務化が図られました。

徴兵検査で兵役に適すると判定された者の一部が抽選で現役兵として「徴集」され、その他の大多数は補充兵として、既に現役を終えた人々とともに予備役に組織されました。そして、兵力が不足すると、これらの予備役の人たちが「赤紙」と呼ばれる召集令状により軍隊に駆り出されました。

戦争の激化に伴い、徴兵検査を受けた人のうち現役兵として徴集された人の割合(徴集率)は、1937(昭和12)年には25%でしたが、1944年には77%、1945年には90%と急上昇しました。現役兵だけで賄えない兵員需要を補うために、赤紙が乱発されたことは言うまでもありません。1943年の統計を見ると、現役徴集者41万人に対し、赤紙による予備役からの召集者は105万人に及んでいます。しかし、大学や高等師範学校などの在学者は最高27歳まで徴集が延期されていました。この制度は1943年10月に廃止されましたが、理工系や医科系の学生だけはなお猶予されていました。また、師範学校卒業者は兵役に就く期間が短くなっていました。

### 歩兵操練

1871(明治4)年から1873年にかけて、幕末に締結された不平等条約の改正に関する予備交渉と欧米の制度・文物の視察とを目的とした岩倉使節団が欧米諸国に派遣されました。その視察で、アメリカ・ドイツ・スイスの教育制度と兵制とが高く評価され、特にスイスの民兵制とそれを支える学校教練とが注目されました。使節団に加わっていた山田顕義や西周は兵役負担軽減を理由として学校教練の導入を主張し、福澤諭吉や尾崎行雄らは気質鍛練の教育効果を得る目的での導入を主

張しました。また帝国議会開設前に立法審議機関としての役割を果たしていた元老院では、1879(明治12)年の徴兵令改正の際に、当時の深刻な徴兵忌避問題に対して、兵役年限短縮による兵役負担軽減とともに、幼少期から軍事訓練に親しませて徴兵への拒否的感情を軽減するため、小中学校への学校教練導入が検討されましたが、不採用となりました。しかし文部省は翌1880年11月には陸軍から教官を招聘して体操伝習所<sup>(注2)</sup>生徒を対象に歩兵操練(兵士を实战で役立つようにする軍隊の訓練)の一部を教授させて、学校教練導入の準備を始めていました。

1881(明治14)年、教則大綱教育内容の基準が制定され、翌年に官立大阪中学校が歩兵操練を導入すると、これを参考に歩兵操練を導入する師範学校や中等学校が増えました。更に1883年の徴兵令改正により、歩兵操練科の卒業証書を受けた者に兵役年限満期前の早期帰休が規定されると、平時免役の特典を失った多くの中等学校等が、歩兵操練を採用していきましました。しかしこの歩兵操練は体操科の一部としての位置づけに留まっており、軍人養成を目的としない普通教育機関に導入された歩兵操練は、兵役年限短縮による兵役負担の軽減と精神・身体の鍛錬という教育効果を目的としていました。

### 兵式体操

1884(明治17)年に文部省御用掛となった森有礼(1885年12月からは第1次伊藤内閣の初代文部大臣を務めた)は、東京師範学校を皮切りに諸学校に歩兵操練に代えて兵式体操(小学校には隊列運動)を導入しました。兵式体操とは軍隊式の体操のことで、柔軟体操、各個教練、執銃体操、操銃法、部隊教練などを内容とし、軍隊式の集団訓練を通して「尚武の気質」や「尊皇愛国の士気」の練磨を目的としたも

ので、森自身は兵式体操を単なる教科の一部ではなく、学校を軍隊的秩序と規律ある組織へと変革する教育改革の理念を象徴する存在として位置づけられました。

1885年11月「府縣立學校ノ兵式體操ノ教員養成ニ關スル件」が制定され、1886年から体操伝習所で、現役を退いた陸軍歩兵下士官が、兵式体操及び軽体操の教員として養成されて学校に派遣されました。これにより、軍人養成目的でない初等・中等普通教育機関の男子に普く兵式体操が義務づけられました。「軍国主義」を「軍事力を最優先とし、政治・経済・文化・教育など全ての生活領域をこれに従属させようとする思想や社会体制」と捉えるならば、兵式体操の義務化は近代日本の学校教育を「軍国主義」化する一契機となりました。特に教員養成教育では1886(明治19)年の師範学校令以来、兵式体操と兵営生活に準ずる寄宿舎生活とが課され、教育の仕上げとして、実際の軍隊生活を経験するための6週間現役制が敷かれました。しかし、他の中等学校以上の学校では、軍隊の秩序と規律をそのまま学校教育へ持ち込むことが批判の対象となり、1889年、大日本帝国憲法発布の日に森が暗殺されると、森による教育改革は道半ばで終わり、兵式体操は形骸化し、形式的なものになっていきました(1911年7月には兵式体操は教練と改称された)。

### 陸軍現役将校学校配属令

1918(大正7)年、総力戦であった第一次世界大戦が終了すると、国防力強化のために広く軍事的予備教育を施す必要が認識され、学校における教練をより盛んにし、体育・徳育の向上に資することが求められるようになりました。また軍縮により、余剰員となる相当数の陸軍現役将校の予備役編入(失業)を防止し、職を確保する必要が生じました。当時の宇垣一成陸軍

大臣は、世論に依って軍縮を実施する代わりに、これで節約した費用で軍備の近代化を図った上、更に総力戦体制を推し進めようという考えを持っていました。そこで中等学校以上の学校に、軍縮で余った現役将校を配属して、軍事教練を行うことにしました。

1924(大正13)年、文教政策審議会において「中等學校以上ノ學校ニ現役將校ヲ配屬シ、學校長ノ指導監督ノ下ニ教練ノ教授ニ當タラセルコトハ、徳育體育ニ資益シ國防能力ヲ裨補(ひは助け補う)こと」スルノ主旨ニオイテ之ヲ行フベキモノト認ム」とされ、1925年4月に陸軍現役将校学校配属令(勅令第135号)が公布されました。同令によって師範学校、中学校、実業学校、高等学校、大学予科、専門学校、高等師範学校、大学などの男子生徒・学生の教練を担当するために、陸軍現役将校(原則として大尉以上、大佐まで)が配属され、本校には中野正太陸軍歩兵大尉が配属されました。私立学校には申請により配属されることになっていましたが、実際には申請を余儀なくされました。以後、教練は毎週2時間の必修科目となり、教練の内容は、各個教練、部隊教練、射撃、指揮法、陣中勤務、手旗信号、距離測量、測図学、軍事講話、戦史などで、教材の配当には学校の程度に応じて差異がありました。学校教練に対しては年に一度、陸軍大臣の任命した教練査閲官による査閲が義務づけられ、兵役法制定後は軍の幹部候補生となるための資格として、配属将校の行う教練を修了し、その検定に合格することが必須とされました。同令では、陸軍大臣と文部大臣の協議により「配属將校ハ教練ニ關シテハ當該學校長ノ指揮監督ヲ承ク(第1条)」と規定されていましたが、満州事変以後は校内での配属将校の発言権が強まり、教

練の成績が生徒・学生の軍関係学校への入学や入隊後における処遇に影響することもあるとあって、戦時体制下の学校では、配属将校が一般教員よりも優位に立つという事態が多くの学校でみられるようになってきました。

上級学校に進学しない青年のためには、1926年7月に青年訓練所が全国に設置され、4年間に教練400時間、修身公民100時間、普通教科200時間、職業科100時間を履修するものと定められ、青年に対する実質的な軍事教育機関となりました(青年訓練所は、1935年に実業補習学校と統合され、青年学校となった)。

この結果、学校教練と青年訓練所の教練とによって、軍事的教育制度が確立しました。

(注1) 代人料270円

270円が今日の価値で如何ほどに相当するかは大変難しいところですが、米価で比較すると、1873年の米1俵(約)が20円に対して、2013年は14,341円と約700倍で、324万円にもなります。

なお、兵卒の1年間の給与が18円25銭、食費が約30円から32円、消耗品・被服費・兵器等が41円で、計約89円から91円となり、3年分で270円となったとされています。

(注2) 体操伝習所

1878(明治11)年10月、明治政府により設立された日本最初の体育の研究・教育機関で、修業年限は2年。体育教授法の研究と体育教員の養成とを目的とした。1885年、東京師範学校の附属校となり、翌1886年、東京師範の高等師範学校昇格に伴い廃止され、同校「体育専修科」に改編された。

参考文献

「徴兵制」大江志乃夫 岩波新書

「兵式体操成立史の研究」奥野武志

早稲田大学出版部

「戦時下における教練の変容」鈴木明哲

東京学芸大学学術情報委員会